

# 丹波山村役場新築計画

## 基本計画

令和2年3月

山梨県丹波山村

## 新村役場建設基本計画の策定に当たって

当村の村役場は、中心的な行政拠点として、昭和46年竣工以来、村民サービスの中核を担ってきました。その間、村の大切な財産として、修繕、補修を積み重ねながら大切に維持管理してきました。

しかし、老朽化も進み、平成26年に実施した耐震診断では大地震による倒壊の危険性も指摘されていきました。また、バリアフリーなどの、時代の変化に伴う社会ニーズへの対応が困難になりつつあります。

村では、そのような状況を受けて、建替えに向けて検討を進めてきました。

新しい村役場によって、行政効率を向上するとともに、バリアフリーや安全性確保など、高齢化しつつある村民のニーズに応えていきたいと考えています。

また更に、新村役場を未来の丹波山村を築くスタートとするために、宿エリアの青梅街道沿いに移転することで、村役場を中心とした村内の回遊性を作り出していくことを期待しています。

現在、丹波山村は、人口減少が続く高齡化が進むなど、地域存続において危機的な状況におかれています。

しかし、平成28年度から始まった「丹波山村未来会議」における、小さな村ならではの思い切った施策、未開発の村の資源の活用など、未来に向けた取り組みも着実に進み始めています。

新しい村役場を、丹波山村の未来に向けた第一歩とすべく、この基本計画を策定しました。

丹波山村長 岡部 岳志

## 目次

1.	新村役場建設基本計画策定の背景と経過	1
(1)	新村役場建設の必要性	
(2)	新村役場建設基本計画策定までの経緯	
2.	新村役場の基本理念	2
(1)	新村役場建設の基本理念	
(2)	新村役場建設の基本方針	
3.	新村役場の基本機能	3
(1)	窓口機能	
(2)	執務機能	
(3)	情報発信機能	
(4)	防災機能	
(5)	施設管理機能	
4.	次世代型村役場の実現	6
(1)	機能の複合化の考え方	
(2)	来庁者にも職員にも使いやすく、快適な村役場	
(3)	公共サービスの複合化機能	
(4)	むらづくり、未来戦略の視点	
5.	新村役場の建設概要	8
(1)	村の生活、景観と調和した、印象的な庁舎	
(2)	費用を縮減する庁舎	
(3)	効率的な行政執務機能を持つ庁舎	
6.	新庁舎の規模	11
(1)	規模設定の前提条件	
(2)	庁舎の規模	
7.	敷地条件	14
(1)	立地の考え方	
(2)	建設地	
(3)	土砂災害ハザードマップについて	
(4)	敷地の概要	
8.	事業計画	19
(1)	財政計画	
(2)	スケジュール	
9.	設計・施工者選定計画	21
(1)	選定方式の検討	

# 1. 新村役場建設基本計画策定の背景と経過

## (1) 新村役場建設の必要性

丹波山村役場は、昭和46年に建設され約50年が経過しています。建屋は老朽化が進み、施設の耐震性やバリアフリー対応の面からも抜本的な対策が求められています。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、防災拠点としての機能の強化が強く求められています。

## (2) 新村役場建設基本計画策定までの経緯

村では、村役場の老朽化を受けて、平成25年度に「丹波山村庁舎整備基金の設置及び処分に関する条例」を制定しました。

その後、平成26年に耐震診断を実施し、「耐震性能は低いランクであり、震度6強以上の地震の震動及び衝撃に対して、倒壊又は崩壊する危険性があり、補強が必要」と判断され、新しい村役場建設に向け、様々な検討を進めてきました。

平成26年7月には、議会、消防団、区長、村民代表による「新庁舎建設検討委員会」が設置され、慎重な意見はあったものの、建替えを概ね前向きに進めるべきとの方向性が示されました。

村長は、平成30年3月の村議会定例会の村長施政方針において、平成30年度から新庁舎建設に向けて取り組むことを表明しました。

これは、庁舎整備のための基金が約5億円積み立てられていること、平成26年度に行った耐震診断の結果、大地震による倒壊の危険性が明らかになったこと、平成28年4月に発生した熊本地震を契機に国より、庁舎耐震化が未実施の市町村には、平成32年度まで建替え支援のための財政措置をとることが示されたことによるものです。

その後、4月23日には、平成30年第2回丹波山村議会臨時会が招集され、議員の発議により「丹波山村庁舎建設特別委員会」が設置されました。

役場内に設置した「丹波山村総合戦略検討委員会」は、平成30年6月に、「丹波山村役場新庁舎建設基本構想」を策定し、建替えの基本的な考え方をまとめました。

「丹波山村総合戦略検討委員会」では、新村役場の建替えについて現位置での建替えを検討していましたが、村議会より丹波地区の宿への移転による建替えを求める意見書が提出され、改めて村議会に宿への移転案を答申し、全会一致で採択されました。

その後、設計、施工者の選定に向け、必要十分条件を整理し、本基本計画を策定しました。

## 2. 新村役場の基本理念

建設に当たっては、「丹波山村役場新庁舎建設基本構想」を踏まえて、次のような基本理念を定めます。

### (1) 新村役場建設の基本理念

村民が安全で安心して暮らしていくために、村の拠点として親しまれ、誰もが、いつでも、気持ちよく過ごせる庁舎を目指して、次のとおり基本理念を定めます。

### 心豊かに、安心して暮らすため 未来に引き継ぐ新庁舎

新庁舎建設にあたっては、次の4つの考え方を基本として進めます。

### (2) 新村役場建設の基本方針

#### (1) 心づかいが感じられる村民の拠り所である庁舎

ユニバーサルデザインを取り入れ、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、みんなにやさしく、イベントや様々な活動など村民が気軽に集える、「村民の拠り所となる庁舎」を目指します。

#### (2) 防災の拠点・避難所も兼ねた強靱な庁舎

災害の発生時に庁舎内にいる来庁者と職員の安全を確保しつつ、「村の防災拠点施設としての機能を果たし、避難所も兼ねた、強靱な庁舎」を目指します。

#### (3) 機能的で働きやすい庁舎

村の業務は多岐にわたることから、それぞれの働き方に合わせ、執務に集中するための工夫を施し、効率的な働き方ができる「働きやすい庁舎」を目指します。

#### (4) 環境への気づかいのある維持管理しやすい庁舎

村や県内の木材を積極的に使用し、地球環境への負荷を低減するための節電対策を心がけ、大切に使い続けられる、「維持管理しやすい庁舎」を目指します。

#### ※議会機能について

議員の総意として、新庁舎には議場としての専用施設は設置せず、多目的に使用できるホール等に併設すべきとの申し出があったことから、新庁舎に議場は設置しないこととします



## 3. 新村役場の基本機能

### (1) 窓口機能

基本方針を踏まえ、新庁舎の行政サービス基本機能を次の 5 つに分類します。

#### ① 効率的で利用しやすい窓口

現在の村役場の特徴はコンパクトであるという点です。来訪者が、一つの窓口で各種手続きや相談をまとめて済ませることが可能なことは、小さな村役場ならではのメリットです。新しい村役場でも、このメリットを継承し、村民へのワンストップサービスが可能な窓口方式を検討します。また、カウンターには情報端末を置くスペースを確保します。

#### ② 使いやすいローカウンターや広くゆとりある通路

高齢者や体の不自由な方にも配慮し、また手続きに時間がかかる場合なども考慮して、車いすへの対応、座って対応できる窓口、待合スペースなどを工夫します。

#### ③ プライバシーに配慮した窓口及び相談室の設置

他の来訪者に聞かれたくない相談などにも対応できるよう、独立した相談スペースを設けます。相談室の利用頻度や相談内容（消費者相談、子育て相談、DV<sup>5</sup>被害者等の相談、障がいのある人の就労相談等）を踏まえて、適切な規模や構造、配置となるよう整備します。

#### ④ 誰にでもわかりやすい案内表示

どこに何があるのか、どのようなサービスが受けられるのかを分かりやすく、かつ美しく表示します。

### (2) 執務機能

#### ① オープンフロアを基本とした、明るい執務空間

執務エリアは、職員間のコミュニケーションが円滑に図れるよう、原則としてワンプレートの空間を確保します。家具・什器等も、壁際以外は高さの低いものを採用し、執務室の見通しを確保し、ひと声かければすぐに伝わる執務空間を実現します。

#### ② 執務空間と利用者空間の明確な区分

執務空間には、プライバシーに係る情報や重要書類が多くあります。情報管理やセキュリティの観点から、執務空間と利用者空間は明確に分離します。

また、パソコン画面や机上の書類などの覗き見防止などの情報管理にも配慮します。

#### ③ 拡張性があり多用途に使用できる会議室

会議、打合せは、村の施策立案や情報共有のための重要な活動です。柔軟な人

数への対応や、情報機器の利用など、会議室の機能には多様性が求められます。それらに対応できるよう、拡張性、利用性、柔軟性に富んだ設えとします。また、行政利用と村民利用の双方に共用できるよう、レイアウトや機能を工夫します。

#### ④ 職員の福利厚生に配慮した更衣室、休憩室及び仮眠室

職員の執務効率、業務品質の確保のためには、十分な休憩に配慮する必要があります。また、24時間、365日途切れのない行政サービスへの対応と、生活環境のサポートを考慮した機能を設けます。

### (3) 情報発信機能

#### ① 行政情報や観光情報を発信するスペース

村からは、積極的な情報発信を行います。役場内での配布、掲示に加え、インターネット、CATVなどを通じた情報発信機能についても長期的視野で検討し、それに対応できる機能を整備します。

#### ② 交流や憩いの場として活用できるスペース

コミュニティの活性化に向けて、相互交流、社会教育、産業育成のためのスペースを確保します。

#### ③ 森林資源循環のプロモーション機能

豊富な森林資源は丹波山村の大きな特徴ですが、村内産業における利活用は低調となっています。一方で森林の整備は、将来に向けた丹波山村の課題の一つでもあります。新たな森林資源循環の仕組みづくりに向けて、村役場からの森林資源循環のプロモーションを検討します。

### (4) 防災機能

#### ① 災害時に対策本部を設置するためのスペースや放送・通信設備

会議室の一部に、地震、風水害などの様々な災害に対応する災害対策本部の設置に対応できる設備（スクリーン、地図表示機能等）を整備します。活動上必要となる諸室（情報・通信室、宿泊室等）と連携できるよう検討します。警察、消防、自衛隊及び気象庁などの関係機関、県・近隣市町村などとの密接な連携が維持できるよう情報システムを整備します。災害対策本部関連諸室は、平常時における会議室等を効率的に転用し、状況の変化に対応して柔軟に利活用できるよう工夫を図ります。村の責任者・担当者、国・県、消防、警察、自衛隊等の関係機関の連絡調整員や他自治体応援要員等が常駐できるよう検討します。

#### ② 停電時にも対応できる非常用発電設備

丹波山村は、大雨などによる異常気象時などにより停電する確率が高く、停電時の庁舎機能確保は重要な課題です。特に災害対策本部の機能維持を優先し、非常用発電設備だけでなく、電気自動車による蓄電や太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用など、メンテナンス性や信頼性の高い、実効性ある電源確保を行い



ます。

### ③ 備蓄物資など防災資機材を格納するスペース

外部からもアクセスしやすい場所に、防災資機材倉庫を設けます。

防災備蓄については、村役場に集約するのではなく、村内各地区に分散して備蓄するなど、村の現状に即した方策を合わせて検討します。

### ④ 災害対応車両などを配置できる駐車スペース

災害時の救援車両の受け入れに対して、スペース、動線を確保します。

### ⑤ 地震や水害など災害に強い建物

耐震性については、重要度係数Ⅰ類（ $I=1.5$ ）を採用します。

構造体だけでなく、天井材や内装、外壁などの二次部材、什器についても脱落、破損、転倒のないよう検討し、大地震時の機能継続性を確保します。

水害については、敷地選定において、十分に配慮します。

災害時に、要援護者を含む来庁者がスムーズに避難できるように避難経路を明確化するとともに、トイレやエレベーターに、災害を知らせる緊急サインやランプを設置し、災害時における障がいのある人の安全確保を進めます。

## (5) 施設管理機能

### ① 省エネルギーに配慮した照明・空調設備

採光や自然換気などを生かした空調や人工照明に頼らない建築計画、高効率ヒートポンプなどの高効率機器、きめ細かい空調、照明制御などの高効率システム、適切な熱源の選択などにより、トータルでのコストダウンに資する設備を採用します。

### ② 維持管理費用軽減や温室効果ガス排出削減に貢献する新エネルギーの導入

非常時にも自立稼働できる太陽光発電、ヒート／クールチューブや地中熱ヒートポンプによる地中熱利用など、導入効果を十分に見極めて採用を検討します。

### ③ 個人情報や行政情報を適正に管理するための強固なセキュリティ対策

電子データの適正管理やネットワークのセキュリティなどのデジタル情報と、文書、プリントアウト書類などのアナログ情報の双方について、情報漏洩対策と、情報保管の観点で適正な管理システムの採用を検討します。

### ④ 管理や更新が容易にできる効率的な設備等の配置

設備機器の寿命に応じて、将来の更新性や点検性を確保した設備スペースやレイアウトを検討します。

### ⑤ 耐久性のある外装材の使用

高耐久な材料でも、雨のかかり方や落ち葉の付着などの要因により耐久性が損なわれる場合があります。材料と納まり（使い方）の二つの視点で、長寿命、ローメンテナンスな外装を採用します。



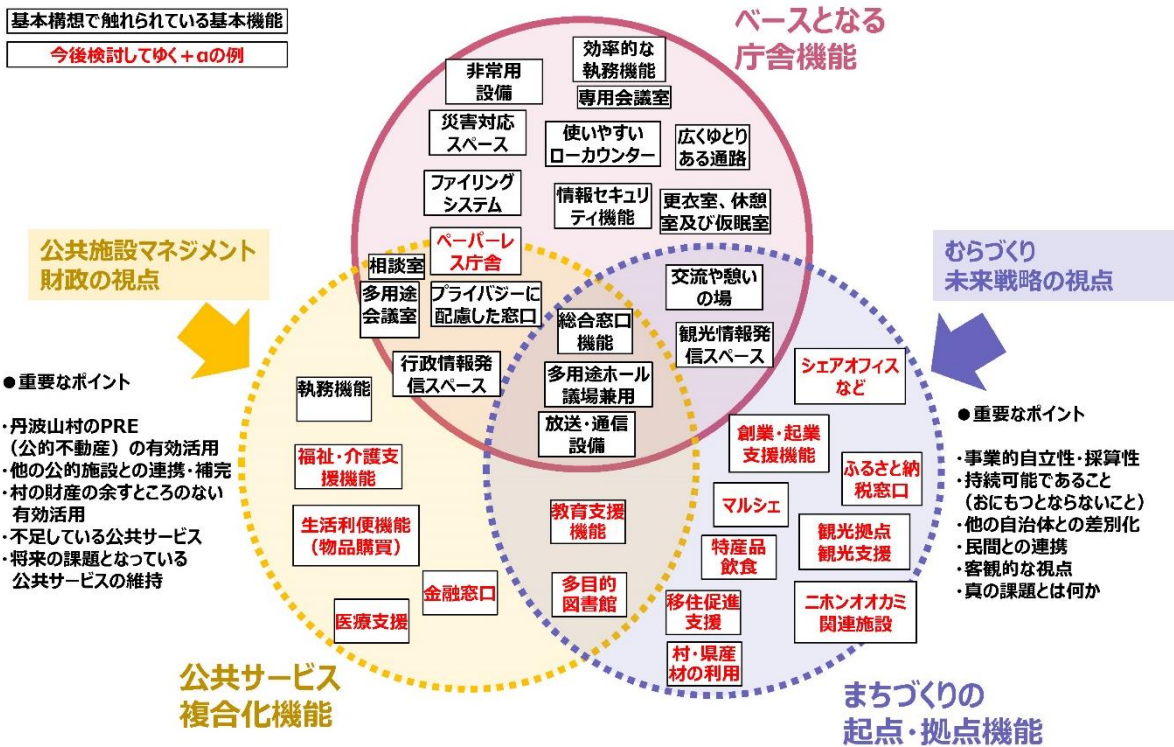
# 4. 次世代型村役場の実現

## (1) 機能の複合化の考え方

丹波山村は、関東で一番小さな基礎自治体であり、急速に人口が減少し、基本的な社会サービス機能の維持が難しくなっています。一方で、へき地ならではの自立性の高いライフスタイルが確立されています。

今後、村の社会サービスを継続的に維持していくための方策として、村役場をさまざまな公共サービスを提供する拠点としても複合的に活用し、サービスの充実と公共施設の効率化を図ってゆくことが必要です。また同時に、村独自のライフスタイルを産業化してゆくことも村の活性化のために重要であると考えます。

そこで、新しい村役場は、基本的な庁舎機能、公共サービス機能、新たな賑わい機能が連携、複合した「次世代型の村役場」を目指します。



複合化する機能については、予算執行の問題、開館時間や利用者の特性、施設の要求性能の違いなどから、必ずしも同一の建屋とすることにはこだわらず、別棟とすることや周辺の既存村施設との連携など、柔軟に対応します。

また、現在策定中の丹波山村教育VISIONに示される予定の丹波山村の教育実現に向け、学校教育、社会教育、生涯学習の場としての整備についても、総合的に連携していきます。

## (2) 来庁者にも職員にも使いやすく、快適な村役場



ベースとなる庁舎機能については、小さな村ならではの特徴を活かし、従来の発想にとらわれない親しみやすい空間を整備します。

例えば、カフェテーブルでも手続き業務ができるリラックスした窓口業務や、執務空間への最新の手法であるワークプレイスの考え方の導入など、現実と実情を踏まえて検討します。

**イメージ:例えば、座って相談できるカフェのような役場窓口の実現**

## (3) 公共サービスの複合化機能



自治体が提供する公共サービスは、健康福祉、教育など様々な分野にわたりますが、小規模自治体では、財政と投資の効率の観点から、どうしてもサービスのバラエティが乏しくなりがちです。

村役場内に「図書館」などの公共サービス機能を少しだけでも複合化させることで、少ない費用でバラエティに富んだサービス提供が可能になります。

**イメージ:例えば、子供から大人まで利用できる情報図書館機能の設置**

## (4) むらづくり、未来戦略の視点



丹波山村の未来戦略の実現に向けて、村民の力を活かし、来村者にも村の魅力を伝える場所として、村役場を位置づけます。

村役場と複合化することで、維持管理を効率化できるとともに、村の施策と一体となった活動がスムーズに行えるようになることが期待できます。

利便施設についても、段階的を導入に進めていけるよう検討します。

**イメージ:例えば、村民が野菜などを持ち寄る物々交換マルシェの運営**

## 5. 新村役場の建設概要

### (1) 村の生活、景観と調和した、印象的な庁舎

「心豊かに安心して暮らすため未来に引き継ぐ新庁舎」を実現するために、丹波山村の心の豊かさ、安心、景観のシンボルとなるよう、集落の景観と調和し、同時に様々な行政需要や将来の変化に対応できる、簡素で効率的な庁舎を目指します。

- ・建物のデザインは、時代が変わっても陳腐化しない、落ち着きと安らぎの感じられるデザインとしていくとともに、庁舎内外への木材の活用を検討します。
- ・既存水汲み場を生かすなど、多摩川源流の村のイメージを大切にします。
- ・青梅街道から庁舎を見た時に人々の印象に残る見え方に配慮した景観計画とします。
- ・前面道路に面して広場空間を確保するとともに、庁舎の顔となる建物デザインとし、前面道路から明確に庁舎が認識できるようにします。
- ・村の大きな行事である1月7日の「お松曳」のメインルートに位置することから、2階からの餅撒きや、炊き出しや獅子舞などに対応できる広場空間を整備します。



青梅街道沿いの街並み  
暮らしの息遣いと歴史を感じさせる  
さりげない景観を大切にする

### (2) 費用を縮減する庁舎

今後、人口減少が見込まれる中で、多くの行政需要が想定されます。また、財政の見通しも不透明な状況です。このため、新村役場の建設にあたっては、できるだけ経費の縮減に努める必要があります。同時に、庁舎建設に際して建設費用だけでなく、建設後の維持管理・運営費用を含めた建物の生涯費用（ライフサイクルコスト）を勘案した視点が必要です。

これらの視点に基づき、将来的な状況の変化に対応でき、ライフサイクルコストを抑制する村役場を目指します。

#### ① 将来の状況変化に柔軟に対応できる長寿命化への配慮

- ・耐用性能の高い材料・建築構造を採用します。
- ・将来の様々な変化に対応して改修しやすい建築とします。

- ・設備類の点検・更新が容易にできる設計とします。
- ・行政組織・編成の変更に柔軟に対応できるように、階高、床面積においてゆとりをもった建物にします。
- ・庁内執務スペースのパーティションは必要最小限とします。

## ② ライフサイクルコスト縮減の工夫

- ・庁舎の設計、施工、維持管理・運営、改修などを含めた建物の生涯費用（ライフサイクルコスト）が適正な水準に収まるようにします。
- ・計画的な維持管理を行い、維持管理費用の抑制を図ります。

## （３）効率的な行政執務機能を持つ庁舎

村民ニーズに応え、より質の高い行政サービスを行っていくためには、効率的に業務を遂行できる執務空間が必要です。また、執務空間は、行政需要、ICT環境の変化に対応し、最小限の費用で、柔軟に変えることができることが望まれます。そこで、将来の状況変化に柔軟に対応でき、効率的な行政執務機能を持つ庁舎を目指します。

### ア）行政執務機能・空間の整備

将来の状況変化に柔軟に対応でき、セキュリティが確保され、職員が効率的に業務を遂行できる環境を整えます。

#### ① 効率的な空間構成

- ・村民のニーズや将来の組織機構の変化に柔軟に対応でき、かつ、村民とコミュニケーションがとりやすいように、基本的にはオープンでフレキシブルな空間構成とします。
- ・部署間での連携や情報共有に配慮した配置、執務環境とします。
- ・電子データ化による文書類の減量に努める一方、今後、業務の多様化が進む中で、十分な執務空間・収納スペースを確保します。

#### ② 多目的スペースの確保

- ・一時的に発生する受付業務等に対応できる多目的スペースを 1 階に確保します。

#### ③ 来庁者と職員の動線の分離

- ・窓口業務と執務空間を明確に区分し、村民・来庁者の流れと業務上の流れを分離することを基本とします。
- ・執務室内に通路を確保して、各課の行き来ができるようにします。また、職員のリフレッシュスペースへも執務空間からアプローチが可能な空間構成とします。

#### ④ セキュリティの確保

- ・個人情報の保護や、業務遂行上の秘密保持の観点から、窓口カウンターからパ

ソコンの画面が見えないようにするなど、セキュリティに十分配慮した配置・空間構成とします。

- ・ 個人情報を含む書類や、機密性の高い書類の保管のために、新村役場においても施錠できる保管庫を確保します。

#### **⑤ 快適なオフィス環境の確保**

- ・ 適切な空調設備、採光、適切な照明設備を備えます。

#### **⑥ ICT（情報通信技術）・OA環境の充実**

- ・ OA機器の自由なレイアウト変更に対応できるように、フリーアクセスフロアを基本とします。
- ・ 電子化された個人情報や行政機密情報の漏えい、不正なアクセスを防止するためセキュリティには十分な配慮をします。
- ・ 利用頻度や業務内容を踏まえ、コピー機、スキャナー、プリンター等のOA機器の適切な配置や利用方法を検討します。

### **イ) 会議・打合せ機能・空間の整備**

業務を進める上で必要な打ち合わせや会議を行うスペースを、効率的に整備します。

#### **会議・打合せスペース**

- ・ 職員間、外部者（事業者・村民）との日常的な打合せができるスペースを確保します。
- ・ 多様な規模や用途に対応できるよう、柔軟に空間を変えられる会議スペースとします。
- ・ 会議・打合せスペースの配置については、外部者との打合せの際を考慮し、執務室内を通行しない位置に配置します。また、打合せの内容が、外部に漏れないような配置とします。
- ・ 電源コンセント、ネットワーク配線、スクリーン等を配置し、ICT機器の利用に配慮した仕様とします。

### **ウ) 効率的な収納機能・空間の整備**

文書の電子化などにより文書量を減らした上で、効率的な収納機能・空間を整備します。

- ・ 新庁舎への移転に先立って、文書の電子化や共用化により、行政実務に伴い大量に発生する文書の減量について検討を進めます。
- ・ 日常的な短期書類保管庫を執務室内に配置し、長期書類保管庫を庁舎内の適切な位置に配置します。
- ・ 壁面や窓口カウンターと一体となった効率的な収納スペースを確保します。

### **エ) 福利厚生機能・空間の充実**

職員が健康を維持し、働きやすい環境を整えるために、福利厚生機能・空間の充実を図ります。

- ・簡単な食事などにも対応できるスペースを設置します。
- ・仮眠室やシャワー室を確保します。



## 6. 新庁舎の規模

### (1) 規模設定の前提条件

#### ① 計画人口

平成32年度 人口ビジョンにもとづき村民人口550人を計画人口とします。

#### ② 新庁舎に配置する想定職員数

新村役場に配置する想定職員数は平成30年4月1日現在の職員数と新庁舎への配置予定組織をもとに、30人（地域おこし協力隊含む）と想定します。

#### ③ 議員数

議員定数6人とします。

### (2) 庁舎の規模

#### ① 新庁舎の全体規模

基本構想では、周辺の庁舎事例を踏まえ、新村役場の全体規模を1,540㎡と想定しました。

#### ■基本構想における規模想定(参考)

総務省の地方債同意等基準運用要綱（H30）による算定式「入居職員数 × 職員一人当たり（面積35.3㎡）と移転前面積を比較して大きい方」による計画面積を採用しています

移転前面積：現庁舎の床面積1,538㎡

標準面積：入居職員数（38名で想定）× 35.3㎡ = 1,341㎡

（職員30名+議員定数8名）

移転前面積 > 標準面積 であることから1,538㎡⇒1,540㎡を採用

平成30年度運用要綱では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替事業であって、個別施設計画に本庁舎の建替を位置付けており、かつ、建替後の庁舎を業務継続計画において村の防災関係機関が災害発生時の業務継続性の確保を図るために策定することとされている計画に位置付けていることが条件となっています。

#### ■基本計画における規模想定

本基本計画の策定にあたり、基本構想における想定規模を踏襲しつつ、空間の共有及び多目的利用などの工夫により効率的な空間利用を図ることで新庁舎に求められる機能を確保することを基本としました。

具体的には、新村役場において充実あるいは新たに整備が求められる機能については、基本構想の考え方を踏襲するものの、面積約1,500㎡を上限として、1,100㎡を目標にコンパクト化を図るものとします。

#### ② 駐車場の計画台数

駐車場計画については、役場車両の運用方法とあわせて検討します。

また、青梅街道沿の街並みの連続性や景観を考慮し、今回計画地内で必要台数すべてをまかなうかどうかは引き続き検討するものとします。

また、電気自動車の充電設備と専用駐車エリアの確保についても、エネルギーの考え方と国などの方針を見定めながら検討します。

電気自動車の導入は、イニシャルコストの負担があるものの、環境面での配慮に加え、災害時の電源としての活用法なども考慮して、多面的に検討します。

### (3) 庁舎の構造

安全・安心を確保するだけでなく、災害時の機能継続についても十分に配慮し、耐震性能については重要度係数Ⅰ類（ $I=1.5$ ）とします。

構造種別としては、鉄骨造、RC造、木造を問わず、コストと機能性、デザイン性に最適な構法を採用することとします。

ただし、森の村、人間的な温かさなどの丹波山村らしさを表現してゆくうえで、内外装ともに、木材を活用した庁舎を目指します。

木材の活用にあたっては、県産材であることにはとくに拘りませんが、各種交付金については適用を検討します。

### (4) 各機能・部署の配置

#### ア) 各機能の配置

##### ① 1階部分

- ・村民の利用の多い、窓口機能と執務室を配置します。
- ・執務室との日常的な連携が必要な機能、諸室を配置します。

##### ② 2階部分

- ・会議室などの共用的な機能、直接的な役場業務以外の機能を配置します。
- ・議会機能を担う大会議室などを配置します。
- ・受付を通らないで、外部から直接出入りできる動線の整備など、休日や時間外などの多様な村民ニーズに応えられるよう検討します。

#### イ) 機能配置にあたって配慮すべき留意点

##### ① 空間の有効利用

- ・限られた空間を有効に利用するために、会議室や多目的スペースについて、村民と行政が共用できるようにします。
- ・議会の議場、委員会室は、専用には設けず議室や多目的スペースを活用するものとします。

##### ② 庁舎内の動線、セキュリティへの配慮

- ・来庁者の動線と業務上の移動や物の動線を分離します。
- ・重要度により数段階に分けたセキュリティゾーンを設定し、それぞれに適合したセキュリティ方式を考慮します。
- ・閉庁時においても会議室などの村民利用が可能となるよう、セキュリティ上の安全区画を考慮したレイアウト・動線とします。

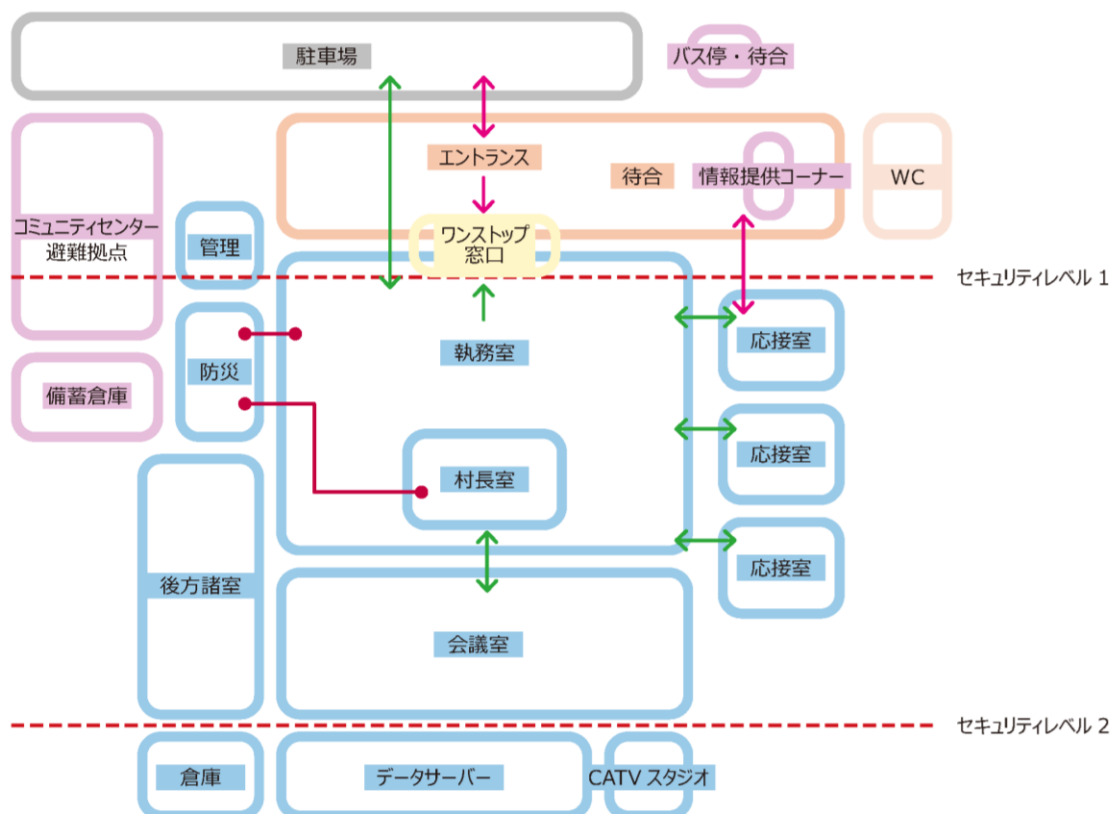
### ③ コミュニティ機能等の配置

- ・コミュニティ機能は、1階に配置します。
- ・情報提供・発信機能、多目的スペース、村民のくつろぎの空間等との連携、複合化検討します。
- ・生活機能についても整備し、災害時の避難場所となることも考慮します。
- ・場合によっては、コミュニティ機能は別棟として整備することも検討します。

### ④ 災害対策本部機能の配置

- ・災害対策本部機能は、様々な対応への効率性に配慮しつつ、災害対策本部の活動に支障をきたさないよう、執務室と近接した位置に配置します。

## 機能相関図



ここにはあくまで基本的な考えかたを示します。今後、使い方の検討により調整してゆくと同時に、デザインのアイデアにより、具体的なレイアウトは決定していきます。

## 7. 敷地条件

### (1) 立地の考え方

西東京バスのバス停留所がある青梅街道と、丹波川沿いの観光施設や丹波エリアの宿泊施設などの村内の観光資源や中学校との回遊性を誘導することを狙いとして、「宿」地区に新村役場を整備する。

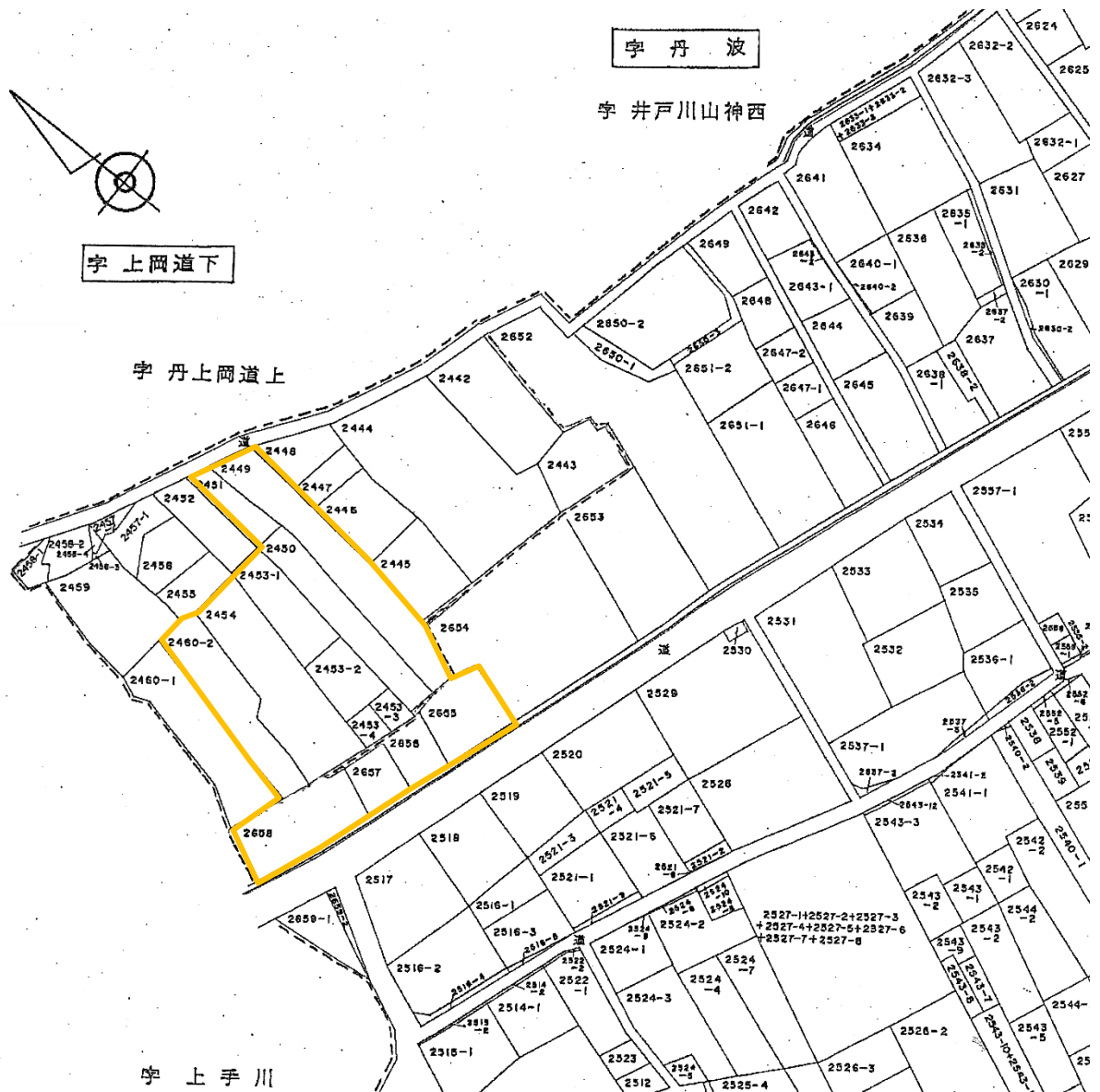
用地については、未利用、低利用の敷地を購入し、整備します

#### ■ 新村役場建設敷地位置図



## (2) 建設地

所在地番	山梨県丹波山村 2449、2450、2451、2453-1~4、2454、2460-2、2655、 2656、2657、2658	
敷地面積	2,083 m <sup>2</sup> (登記面積)	
法規制	用途地域	都市計画区域外
	建ぺい率	
	容積率	
	日影規制	
	高度地区	
	防火指定	

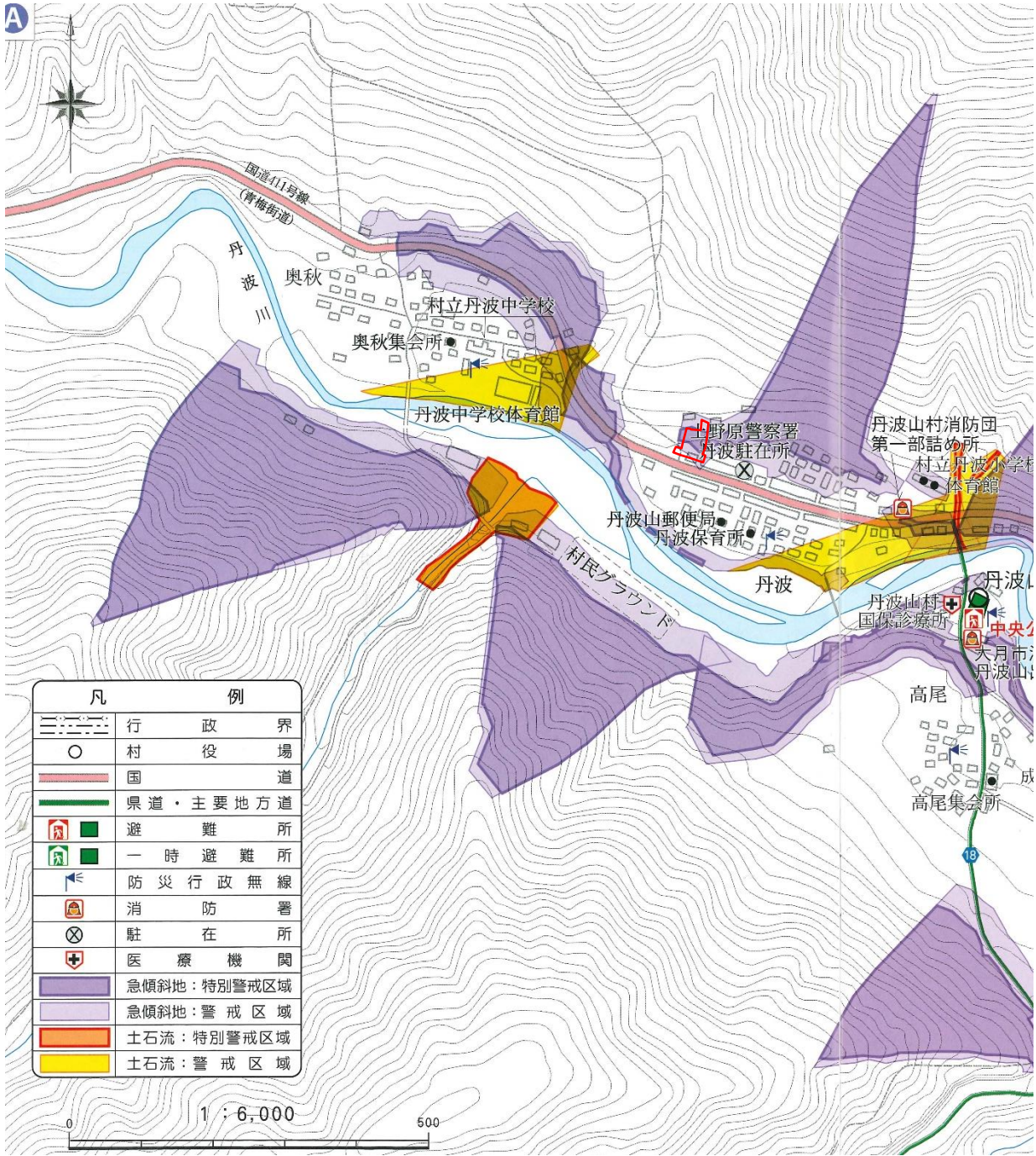


### (3) 土砂災害ハザードマップについて

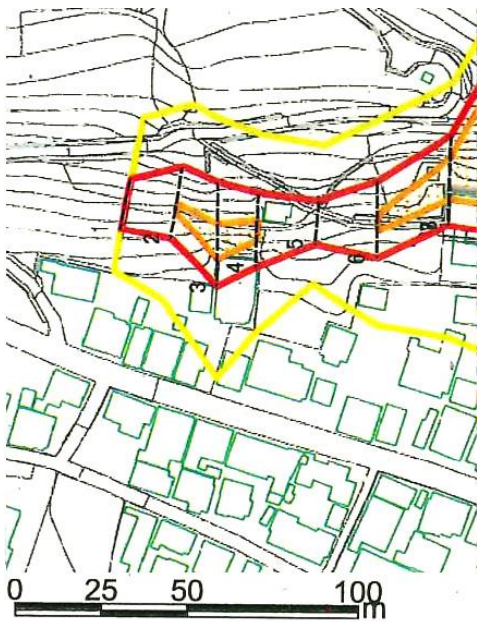
新村役場の計画地として、土地取得の可能性、村の賑わいへの貢献、今後のまちづくりの展開を考慮し、宿地区の青梅街道北側を選定しました。

ハザードマップでは、一部が急傾斜地警戒区域に、さらにその一部が特別警戒区域に指定されています。

施設整備にあたり建屋は、一部が警戒区域に入らざるを得ませんが、特別警戒区域については避けて計画します。



## (4) 土砂災害防止法の概要



### □ 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

### □ 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

□ 土石の（移動）高さが1 m以下の場合、土石等の移動による力が100 kN/m<sup>2</sup>を超える区域

### 土砂災害警戒区域に求められる主な法的要件

#### 1. 市町村地域防災計画への記載（土砂災害防止法 第七条 一項）

土砂災害が生じるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため土砂災害に関する警戒避難体制についてその中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

#### 2. 災害時要援護者関連施設の警戒避難体制（土砂災害防止法 第七条 二項）

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲者となりやすい災害時要援護者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、市町村地域防砂計画 市町村地域防砂計画において災害時要援護者 災害時要援護者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

### 土砂災害特別警戒区域に求められる主な法的要件

#### 1. 特定開発行為に対する許可制（土砂災害防止法 土砂災害防止法 第九条）

特別警戒区域では、住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するための自ら施行しようとする対策工の計画が、安全を確保するために必要な技術基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限り許可されることとなります。

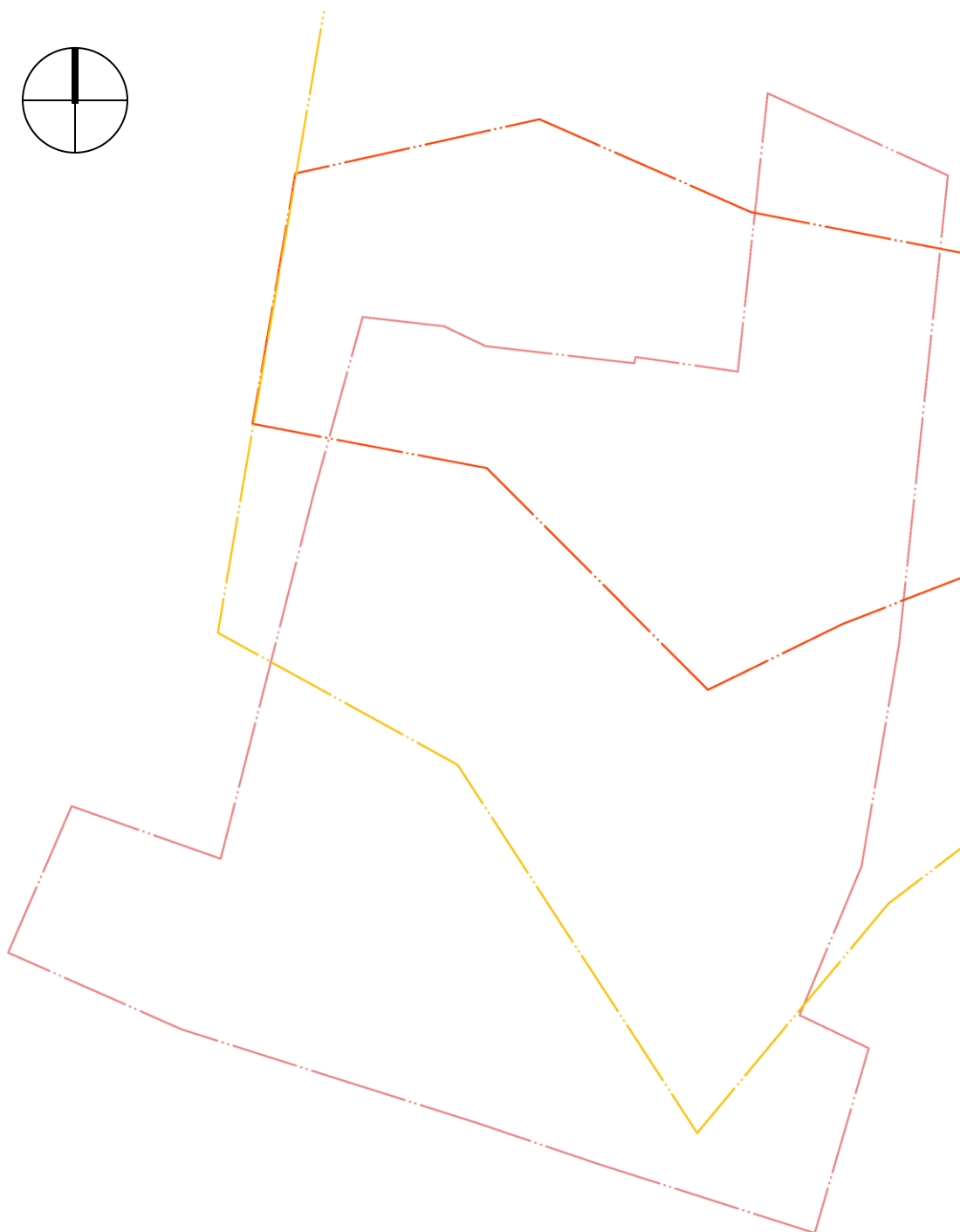
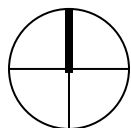
#### 2. 建築物の構造の規制（土砂災害防止法 第二十三、二十四条）

特別警戒区域では、住民等の生命体又は身体に著しい危害が生じるおそれある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用されます。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けることが必要となります。



## (5) 敷地の概要

敷地概要 1:400



※敷地形状は公図よりトレースしたものであり、今後、境界画定と実測が必要です

※土砂災害警戒区域ライン、特別警戒区域ラインは、概略を重ね合わせたものであり、今後、山梨県富士東部建設事務所より、座標の提供を受けて確定する必要があります

## 8. 事業計画

### (1) 財政計画

#### 事業予算(案)

建築・設備等工事費	600 百万円 (消費税 10%含む)
用地費	50 百万円
その他(調査、企画費)	150 百万円
予備費(10%)	80 百万円
<b>総額</b>	<b>880 百万円</b>
<b>その他(上記以外の必要費用) (消費税 10 含む)</b>	
FFE(家具・什器・備品)	30 百万円
各種のプロジェクト管理費	8 百万円
<b>関連事業費(想定) (消費税 10 含む)</b>	
情報系機器移設関連 セキュリティ関連	200 百万円

新庁舎建設に係る建築・設備経費は、近年の他の自治体の建設事例などを参考に、6億円と試算しました。

基本構想段階では、工事費・調査設計費・用地費・物価上昇費の合計で8億円と試算しましたが、予備費として10%を計上し、合計で8.8億円としました。

調査費では、測量、地盤調査の実施が必要です。

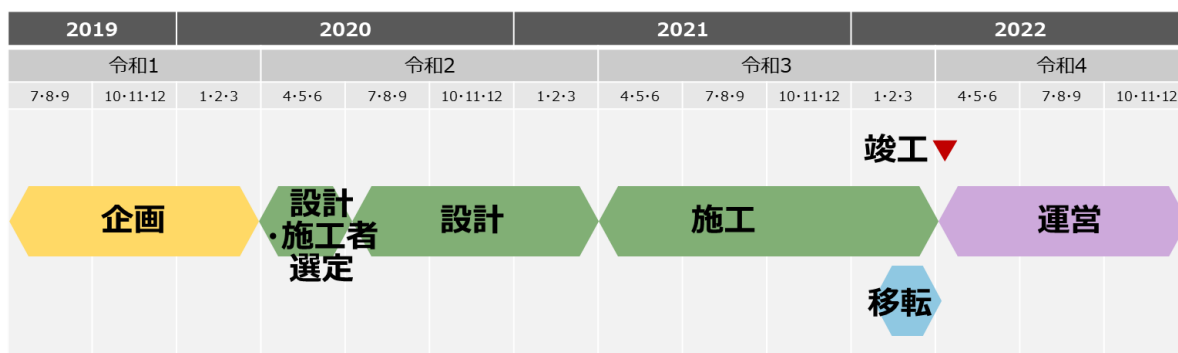
用地取得については、現在村で進めており、見込金額を計上しています。

用地取得に伴う既存住宅解体費用を見込みました。

FFE(家具・什器・備品を指します)は、執務室、会議室等の基本的なそのほか、として質素な仕様で概算して3000万円としました。

## (2) スケジュール

- ・令和2年度4月に設計・施工者選定プロポーザルの公告を予定しています。
- ・3か月の選定期間を経て、7月より設計に着手します。
- ・工事期間は、令和3年度4月から3月の12か月を想定。
- ・令和4年度4月からの入居開始を予定しています。
- ・プロポーザル応募企業の提案、例えば、構造体を木造とするのか鉄骨造とするのか、工業化工法を導入するのかなどにより、設計、工事期間は多少伸縮する可能性があります。

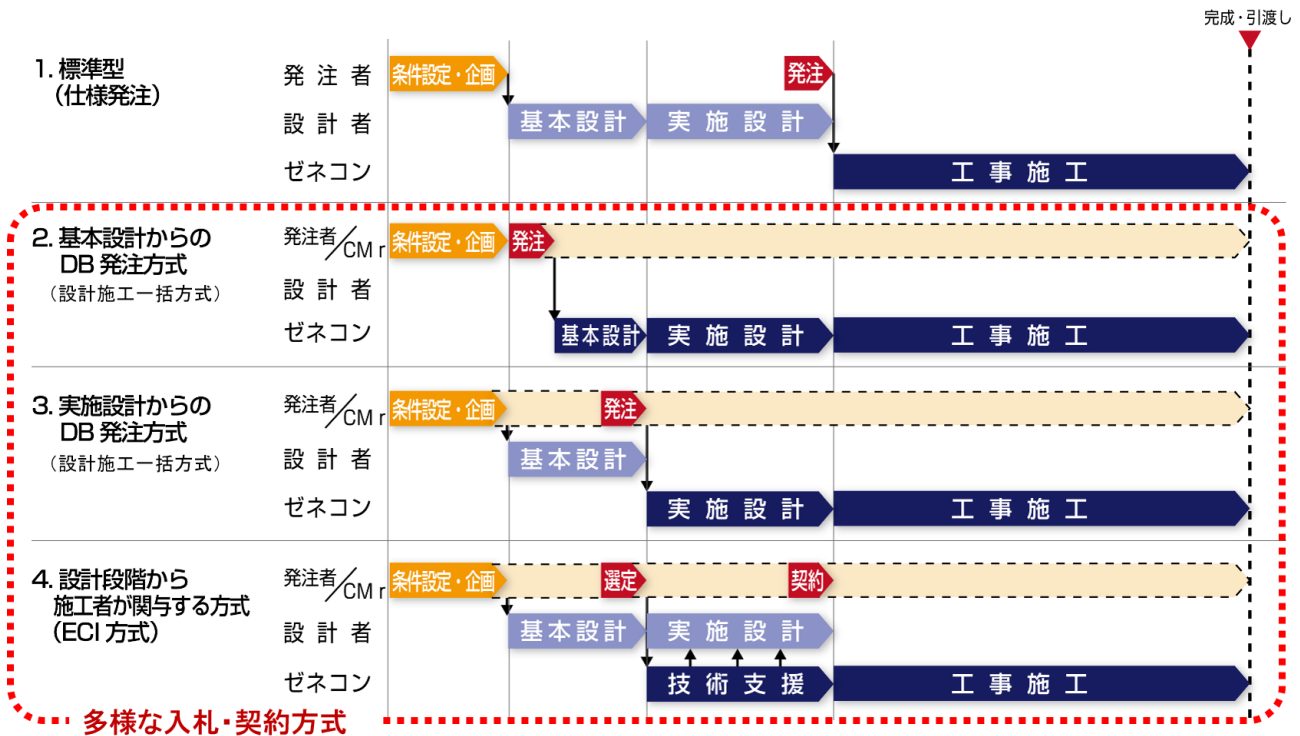


# 9. 設計・施工者選定計画

## (1) 選定方式の検討

設計・施工者の選定には、国交省が進める「多様な入札・契約方式」を活用し、工事費リスク、スケジュールリスク、品質リスクの最小化を図ります。

従来の標準的な発注方式（仕様発注）に対し、多様な入札・契約方式では、DB（デザイン・ビルド）方式（設計施工一括発注方式）やECI方式（設計段階から施工者が関与する方式などの手法が採用可能になりました。



今回、丹波山村役場では、施設規模は小さいものの遠隔地であることから施工計画の早期の検討が重要であると考えられ、基本設計からのDB方式（設計施工一括発注方式）の採用を検討します。

ただし、2020オリンピック・パラリンピックの影響により建設市場における設計・施工者が不足気味に推移していることと、設計施工一括発注方式に耐えられる受注候補企業が限られていることから、事前のサウンディング（計画概要を公表し候補企業の感触を事前に探る）やヒアリング（候補企業に対し入札参加意欲の有無や、参加条件を問い合わせること）を実施し、入札参加意欲を喚起できるよう発注条件を調整するとともに、場合によっては標準型発注に変更することも視野に入れつつ、確実に入札・契約できるよう発注方式を決定します。

